

米国における新型コロナウイルス大型救済策 第2ラウンドの概要

(2021年1月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ニューヨーク事務所

ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューヨーク事務所が現地コンサルティング会社 T Inspire Consulting LLC に作成委託し、2021年1月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび T Inspire Consulting LLC は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび T Inspire Consulting LLC が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ニューヨーク事務所
E-mail：info-nya@jetro.go.jp

JETRO

新型コロナウイルス大型救済策 第2ラウンドの概要

新型コロナウイルス大型経済救済策の第2ラウンドとなる法律 Consolidated Appropriations Act, 2021 が 2020 年 12 月 27 日に署名されました。9,000 億ドル規模の支援策が盛り込まれ、個人には現金支給、失業手当、企業には免除された PPP ローンにより支出された適格費用の税控除、第2ラウンドの PPP ローン、税務上のインセンティブ等の施策が含まれています。以下、企業に関する今回の救済策の概要をまとめました。

1. PPP ローン第2ラウンドの実施

債務免除可能とする新たな PPP (Paycheck Protection Program) ローン第2ラウンド (PPP2) が実施されます。借入限度額を 2019 年の平均月給与の 2.5 倍までとして (ただし、レストランやフード・ビジネスは 3.5 倍まで)、1 社当たりの借入限度額を 200 万ドルとされています。PPP ローン第1ラウンド (PPP1) でローンを借りた企業も PPP2 を申請できますが、PPP1 のローンを全額使用済みでないとは申請できません。中小企業救済が目的ですので、今回の条件としては、従業員数 300 人以下で、2020 年中のいずれかの四半期の総収入 (Gross Receipts) が、一期でも 2019 年同四半期と比較して、25% 以上減少した企業が対象となります。PPP1 の時と同じように、ローン総額の最低 60% を従業員給与に使用した場合は免除可能となりますが、給与以外の支出用途として、レントや不動産担保ローンの支払金利に加えて、COVID 安全対策、コンピューターソフトウェアおよび会計関連、クラウドサービス導入等の新たな費用項目が追加されました。ローン使用の債務免除対象期間は、前回と同様にローン支払いを受けた日から 8 週間から 24 週間以内であれば自由に選択することができます。ローン金額が 15 万ドル以下の場合、債務免除申請方法は簡素化されます。小さい金融機関での申請を促進するために申請可能になった最初のある一定の期間は先にコミュニティーバンクなどが優先されるようです。その後、PPP のプログラムに参加しているすべての金融機関の申請が可能になるということです。申請期限は 2021 年 3 月 31 日ですが、それまでに財源が枯渇する可能性もありますので、早く申請をすることをお勧めいたします。

2. 免除を受けた PPP ローンから支出される適格費用の税控除可能

IRS Notice 2020-32 で、債務免除された PPP (Paycheck Protection Program) ローンで支払われた適格費用 (給与、レント等) は、税控除できないとされていましたが、今回の法律で当初の PPP ローンの意図はそのような適格費用は税控除できるということであったことを明確にして、税控除可能としました。

3. 今回初回となる PPP 申請も可能

今回が初回となる PPP 申請も可能です。債務免除可能な使用用途については PPP ローン第 2 ラウンドの実施のと同様になります。申請の条件としては、初回の場合は従業員数 500 人以下（SBA が例外と定める産業を除く）の企業が認められており、2 回目の申請の 300 人より緩くなっています。申請期限は上述同様、2021 年 3 月 31 日ですが、それまでに財源が枯渇する可能性もありますので、早く申請をすることをお勧めいたします。

<財務省、中小企業庁による PPP 情報ページ>

PPP を所管している財務省、中小企業庁のウェブページもご参照下さい。

- ・財務省「[The CARES Act Provides Assistance to Small Businesses](#)」
- ・中小企業庁「[Paycheck Protection Program](#)」

4. CARES Act のインセンティブの追加・延長

従業員雇用維持税控除 (Employee Retention Tax Credit)

従業員雇用維持税控除は、企業に従業員雇用維持のインセンティブを与えるため、従業員給与額の 50%相当部分について、従業員一人につき年間 1 万ドルを上限とする連邦税控除を企業に与える制度です。当初の対象期限は 2020 年 12 月末となっていましたが 2021 年 6 月末まで延長されることになりました。

慈善寄付金 (Charitable Contributions)

企業の場合、2020 年の慈善寄付金額の控除率が課税所得の 10%から 25%に引き上げられます。また 25 パーセントの制限を超える慈善寄付金額については 5 年間の繰延が可能となります。

5. ビジネス食事代 (Business Meals) は 100%控除

飲食業界を支援する観点から、2021 年 1 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日までの 2 年間、飲み物を含むビジネス食事代の税務上控除限度額が、現在の 50%から 100%に引き上げられます。

この他にも税務上の特別措置が数多く伝えられています。コロナウィルスの状況により、変更していく可能性も高いですので、情報を常にアップデートする必要があります。